

京都市交通局管理規程第3号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年7月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1の3の備考中「交通局採用職員」の右に「(免許資格職として採用された職員を除く。)」を加える。

別表第3第1項を次のように改める。

1 企業職給料表第1の適用を受ける職員

(1) 事務職員

基準年齢	競争試験資格区分	職務の級	号給
22歳	上級	1	33
18歳	中級	1	13
27歳	経験者	2	21

(2) 免許資格職

学歴免許等資格区分		職務の級	号給
自動車検査技師	大学卒	1	30
	短大卒	1	21
	高校卒程度	1	13

別表第4中

	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校又は特別支援学校の専攻科（2年生の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) その他上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	新高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) その他上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

を

	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校又は特別支援学校の専攻科（2年生の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 国土交通大臣の指定する自動車整備士を養成する学校その他の施設の卒業（2級以上の自動車整備士養成課程に限る。） (5) その他上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒 （高校卒程度）	新高校卒	(1) 学校教育法による高等学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) その他上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

に改める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)